

**村内の現状・復興に  
関する主な質疑応答**

**Q** 村内の防犯体制について教えてください。

**A** 防犯については、見守り隊が活動している他に、全国から応援にきているウルトラ警察隊が24時間体制でパトロールを行っています。村では引き続きこの体制が継続できるように対応しています。また、村内13か所に防犯カメラを設置し、2重、3重の防犯体制を敷いていきます。村民の皆さんを守る防犯体制については、重要な課題ですのでしっかりと対応していきます。



**Q** 蔵平仮設焼却炉施設の放射線量データについて教えてください。

**A** 昨年11月に火入れ式を行った当該施設では、排ガス中の放射線量を24時間監視しています。排ガス中の放射性物質等の計測データについては、環境省のホームページで今年の2月末までのデータを公表しています。今後も順次公表を行います。これまでの計測では、検出基準値を下回っており不検出(ND)となっております。今後も安全対策に十分配慮してまいります。



**Q** 村内での工事車両増加に伴う交通事故防止の対策について。

**A** 工事関係者等に安全対策の徹底をさらに指導していきます。

**Q** 帰村後の行政区について、どのような支援策を考えているのか。

**A** 基本的には、集会所の新築やリフォームをはじめ、行政区の活動に対して村が支援を行います。予算だけでなく、十分に話し合いを行い行政区毎の支援を行っていきたくと考えています。

また、国においても今年度事業ではありますが、地域の人と人とのつながりが回復できるような支援事業もありますので、ぜひ活用いただきたいと考えています。

**Q** 帰還困難区域の状況・復興は今後、どうなっていくのか。

**A** 国では、長泥行政区を含む帰還困難区域について今年度の夏までに今後の方針を示す予定となっております。方針を示した後、具体的にどうしていくかは地元の方と、村と協議を進めていきたいと考えています。

**Q** 村内の救急・医療体制はどうなっていくのか。

**A** 帰村後の生活で重要な課題のひとつである救急体制については、何かあった場合に、村と村民が直接連絡の取れる機器(電話機のようなもの)の導入を考えています。夜間の対応も含め村民の皆さんの不安解消に努めてまいります。

また、今年の9月には「あづま脳神経外科病院」が村内「いいたてクリニック」で一部診療を開始する予定です。

**Q** 避難指示解除後の村内で作った農作物に、風評被害が出た際に賠償等はあるのか。

**A** 村では、営農再開や売上げが風評被害等で減収した場合の補てん措置として、生活支援的措置を早期につくるように国に強く求めています。

**復興策等全般に関する  
主な質疑応答**

**Q** 避難指示解除になると、賠償も打ち切りになるのか。

**A** 避難指示解除と、賠償の関係については賠償の種類によって異なります。いずれにしても、避難指示解除に合わせて賠償を全て打ち切るということはありません。

**Q** 戻れない人に対して、人と人がつながれるような支援や生業等に対して国からの支援をお願いしたい。

**A** 国の今年度事業ではありますが、地域の人と人とのつながりが回復できるような支援事業があります。この事業が今後、多くの村民の方に活用いただけるように、避難指示区域外での活動についても適用になるかどうか検討していきます。

**Q** 仮設住宅はいつまで入居できるのか。1年毎の更新で不安がある。

**A** 仮設住宅の入居期限については、国予算が単年度のため、1年毎の更新になっていきます。現在は平成29年3月までとなっております。村では、避難指示解除後、3年程度の延長を要請しています。また、村民の住居対応として、県復興公営住宅の入居募集、村内の村営住宅の建替えやリフォーム等を行っています。



**Q** 避難指示解除後の納税について、どうなっていくのか。

**A** 現在、所得税と村民県税については所得に応じて全額減免または一部減免されています。固定資産税に関しては、一部操業している企業を除いて毎年減免されています。避難指示解除後の納税については、国の予算との関係がありますので、決まり次第、お知らせいたします。

また、国においても今年度事業ではありますが、地域の人と人とのつながりが回復できるような支援事業もありますので、ぜひ活用いただきたいと考えています。

**Q** 帰還困難区域の状況・復興は今後、どうなっていくのか。

**A** 国では、長泥行政区を含む帰還困難区域について今年度の夏までに今後の方針を示す予定となっております。方針を示した後、具体的にどうしていくかは地元の方と、村と協議を進めていきたいと考えています。

**Q** 避難指示解除後、村外に住みながら村内事業所で働く場合、村民でいることはできるのか。何をもち帰村となるのか。

**A** 帰村の考え方については、決まった考え方はなく様々だと思っています。国による避難指示解除によって帰村を強制するものではありません。避難指示解除によって、帰村への第一歩が始まるものと考えています。

**方部別住民懇談会にご参加いただいた皆さん  
貴重なご意見・ご提言ありがとうございました。**

今回の懇談会で寄せられた村民の皆さんの声を受けとめ、村復興を進めてまいります。今後も懇談会等の開催を予定していますので、ひとりでも多くの村民の皆さんの声をお聞かせください。

☎ 総務課企画係 024-562-4246